

定時制・通信制高校に通う生徒の保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響による  
家計急変世帯の  
高校等の教育費を支援します！

～定時制・通信制に通う有職青少年が対象です～

定時制・通信制修学資金 <高校卒業で返還免除となります>

○家計急変世帯とは・・・

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が85,500円未満（※）の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※目安：4人世帯で350万円未満程度

- 生活保護世帯、住民税非課税世帯、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が85,500円未満を対象に、授業料以外の教育費を貸し付ける制度です。
- 生徒が静岡県内の高等学校定時制課程又は通信制課程に在学か、広域通信制課程に在学し静岡県内に居住していることが条件です。
- 生徒本人が就労している必要があります。（アルバイト可）
- 生徒本人が申し込みをしてください。（住んでいる都道府県へ）
- 【New!!】**家計急変した時から申し込みが可能です。（通常年1回、6月）

【貸与額：国公立・私立共通】

168,000円（年額）

問い合わせ先

- 県内の定時制・通信制に在学：在学する学校の事務室にお問い合わせください
- 広域通信制に在学：静岡県教育委員会高校教育課（054-221-3171）にお問い合わせください